

埼玉県議会議長
長峰 宏芳 様

2014年9月12日
日本共産党埼玉県議会議員団
団 長 柳下 礼子

県民に開かれた議会運営について

8月22日の代表者会議で、議長より本会議等のテレビ放送を12月定例会から開始する旨のご提案がありました。我が党は、県民に開かれた県議会改革のために従前からこの点を申し入れており、歓迎するものです。

しかし、真に県民にとって身近な存在となるためには、一部本会議の生放送では不十分です。本会議生放送時間を延長していくとともに、委員会の改革も必要です。

昨年の9月定例会の際には、文教委員会に傍聴にきた県民が、傍聴規則によって人数制限をされ、抽選を余儀なくされたという出来事もありました。本県の委員会は正式な議事録もなく、委員会の審議内容を、傍聴を許された人以外の県民が知ることは不可能です。そこで、昨年9月に党県議団は、「県民に開かれた委員会運営のために」という提案を、議長及び各会派に申し入れたところです。

このたび、本会議のテレビ放送開始に当たって、県民の声を踏まえ、改めて以下の点を申し入れるものです。

記

- 一、本会議生放送を、さらに時間枠を増やし、せめて2月定例会の代表質問と各定例会一般質問3日間に早急に広げること。
- 一、「傍聴取扱要綱」第3条および第4条を改定し、原則として希望者全員が傍聴できるようにすること。それが実現するまでは、別室でモニター視聴できるようにするなど必要な措置をとること。
- 一、「傍聴取扱要綱」第2条の報道関係者を県政記者クラブ加盟各社に限定せず、希望する報道関係者が傍聴できるようにすること。
- 一、各委員会室の発言席にマイクを設置すること。補聴器をつけている傍聴者のために磁気ループシステムを導入すること。
- 一、各委員会の議事録は早急に作成し、開示すること。その際は、埼玉県議会の議事録検索システムで県民がアクセスできるようにすること。また、本会議と同様に委員長の許可があれば録音できるようにすること。

以上

埼玉県議会自由民主党議員団
団長 小谷野五雄 様

2014年9月12日
日本共産党埼玉県議会議員団
団長 柳下 礼子

県民に開かれた議会運営について

8月22日の代表者会議で、議長より本会議等のテレビ放送を12月定例会から開始する旨のご提案がありました。我が党は、県民に開かれた県議会改革のために従前からこの点を申し入れており、歓迎するものです。

しかし、真に県民にとって身近な存在となるためには、一部本会議の生放送では不十分です。本会議生放送時間を延長していくとともに、委員会の改革も必要です。

昨年の9月定例会の際には、文教委員会に傍聴にきた県民が、傍聴規則によって人数制限をされ、抽選を余儀なくされたという出来事もありました。本県の委員会は正式な議事録もなく、委員会の審議内容を、傍聴を許された人以外の県民が知ることは不可能です。そこで、昨年9月に党県議団は、「県民に開かれた委員会運営のために」という提案を、議長及び各会派に申し入れたところです。

このたび、本会議のテレビ放送開始に当たって、県民の声を踏まえ、改めて以下の点を申し入れるものです。

記

- 一、本会議生放送を、さらに時間枠を増やし、せめて2月定例会の代表質問と各定例会一般質問3日間に早急に広げること。
- 一、「傍聴取扱要綱」第3条および第4条を改定し、原則として希望者全員が傍聴できるようにすること。それが実現するまでは、別室でモニター視聴できるようにするなど必要な措置をとること。
- 一、「傍聴取扱要綱」第2条の報道関係者を県政記者クラブ加盟各社に限定せず、希望する報道関係者が傍聴できるようにすること。
- 一、各委員会室の発言席にマイクを設置すること。補聴器をつけている傍聴者のために磁気ループシステムを導入すること。
- 一、各委員会の議事録は早急に作成し、開示すること。その際は、埼玉県議会の議事録検索システムで県民がアクセスできるようにすること。また、本会議と同様に委員長の許可があれば録音できるようにすること。

以上

(民主党、無所属の会、公明党議員団、刷新の会、社会民主党に同じ申し入れを行いました。)